

調整力コストについて

平成27年11月20日
九州電力株式会社

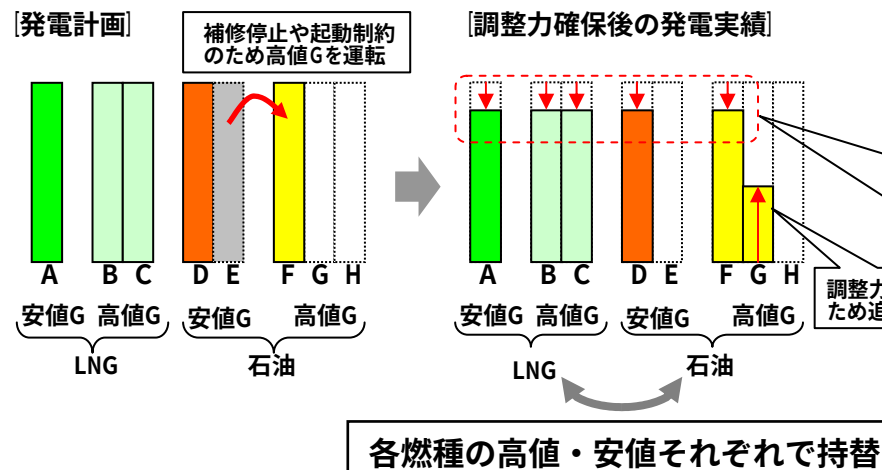
- 改正電気事業法において、小売電気事業者については、自らの需要に応じるための供給力確保を義務付けられております。しかし、自らの需要変動や電源トラブルに応じる予備力をどの程度確保すべきか明示されていないこと、また、供給計画（年間計画）上においても、調達先未定の提出が可能であることなどから、年間段階において、偶発的需給変動に対応するために、小売事業者と送配電事業者で、必要な予備力 7 %が確保される担保が無いと考えております。
- 従いまして、新制度において安定供給を維持するため、予備力の確保量は送配電と小売が重複することとなっても、まずは、一般送配電事業者が 7 %相当の予備力を自ら確保すべきであり、当該コストについては、託送料金原価に算入し、適切に回収させて頂きたいと考えております。

【論点 c】 異燃種間持替に各燃種の平均単価値差を適用する理由（補足）

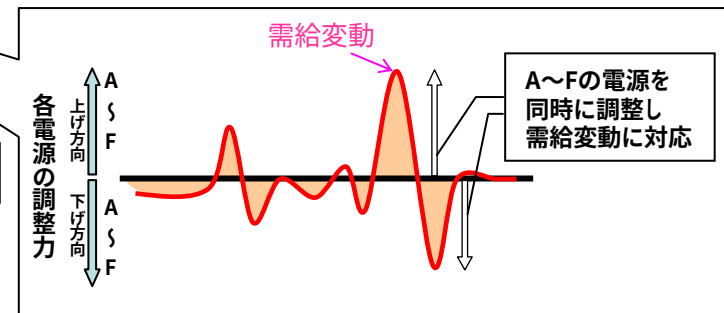
2

- 異燃種間の持ち替え実績を見ると、調整力を確保するため、各燃種の高値G、安値Gともに部分負荷運転を行っていることが多く、例えば、石油⇄LNG(従来型)の持ち替え実績は、必ずしも、石油の安値GとLNG(従来型)の高値Gの持ち替えとはなっていません。
- したがって、燃種間の単価差設定にあたっては、運用の実態を反映して、燃種ごとの平均単価を用いる算定方法が妥当と考えております。

【調整力確保のための運転状況（イメージ）】



- ・ 需給変動量を確保するために複数台を部分負荷運転
- ・ 短時間の需給変動速度に対応できるように複数台同時に調整を実施



【持ち替え時間帯における部分負荷運転比率（H24～H26年度平均）】

【石油⇄LNG（従来型）】

ユニット		部分負荷運転
石油	高値G	59.9%
	安値G	67.4%
LNG 従来型	高値G	55.3%
	安値G	90.7%

① 第9回会合対応オプション案2 (当該G間のみでの持替比率)

② ①以外 (100%-①)

1%未満 99%超

【揚水発電⇄石油】

ユニット		部分負荷運転
揚水発電		100.0%
石油	高値G	52.1%
	安値G	46.9%

30.1% 69.9%